

直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱について

平成十一年十一月一日港海第八二六号

最終改正 平成二一年七月十五日国港海第九四号

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 宛

港湾局長

(趣旨)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)等の規定に基づき国土交通大臣が施行する災害復旧事業の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)その他法令に特別の定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(直轄港湾等災害復旧事業の範囲)

第二条 国土交通大臣が施行する港湾等災害復旧事業は、次の各号に掲げる施設について行うものとする。

一 港湾施設

重要港湾若しくは避難港(北海道及び沖縄県にあっては地方港湾を含む。)における港湾法第二条第五項に定める水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設若しくは廃棄物埋立護岸であって、次のイ若しくはロに該当するもの又は港湾法第五十五条の三の二の第一項に定める港湾広域防災施設

イ 国が整備し管理している施設であって港湾管理者に管理を委託する以前のもの

ロ 港湾管理者が管理している施設であって次の一に該当するもの

- (1)重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設
- (2)重要港湾が前記(1)の機能を発揮するために必要な廃棄物埋立護岸のうち大規模なもの
- (3)避難港における水域施設又は外郭施設のうち大規模なもの

- (4)前記(1)から(3)に掲げるものの他高度の技術を必要とするもの
その他港湾管理者が自ら復旧することが困難であるもの

二 開発保全航路

港湾法第二条第八項に定める開発保全航路

三 海岸又は海岸保全施設

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設であつてイ又はロに該当するもの。

イ 国が海岸保全施設を整備するために公示した区域において管理しているもの

ロ 海岸管理者が管理している施設であつて、国土保全上特に重要な施設で、次の一に該当するもの

- (1)当該施設の災害復旧工事の規模が著しく大であるもの
- (2)当該施設の災害復旧工事が高度の技術を必要とするもの
- (3)当該施設の災害復旧工事が高度の機械力の使用を必要とするもの
- (4)当該施設の災害復旧工事が都道府県の区域の境界に係るもの

四 その他の施設

国が前三号に掲げる施設を整備するため付随して建設し管理している施設

(災害報告)

第三条 地方整備局長(北海道開発局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、前条に掲げる施設に災害が生じたときは、港湾名(航路名又は海岸名)、施設名、数量、被害額及び被害の状況等を電話その他の方法により速やかに国土交通大臣に報告しなければならない。

2 地方整備局長は、前項の報告をなしたときは速やかに直轄港湾等災害報告書(別記様式一)を国土交通大臣に提出しなければならない。また、前条第一号ロに該当する施設に係る災害について、当該施設等の管理者との間で直轄施行とすることについて調整が調った場合も同様とする。

(災害調書の提出)

第四条 地方整備局長は、直轄災害の発生後原則として三十日以内に直轄港湾等災害調書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の直轄港湾等災害調書は、直轄港湾等災害総括調書(別記様式二)、直轄港湾等災害内訳調書(別記様式三)及び直轄港湾等災害復旧工事設計書(別記様式四)とし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 位置図
- 二 平面図
- 三 断面図
- 四 異常天然現象に係る資料
- 五 被害状況の写真
- 六 その他必要と認められるもの

(事業費の精算)

第五条 直轄港湾等災害復旧事業の設計単価及び歩掛は、原則としてそれぞれ直轄港湾工事の設計単価及び歩掛と同一とする。

2 工事諸費については、別に定める。

(事業費の決定及び通知)

第六条 国土交通大臣は第四条の規定により提出された直轄港湾等災害調書と現地調査の結果に基づき事業費を決定する。

2 国土交通大臣は前項の規定により事業費を決定したときは、地方整備局長に通知するものとする。

(事業の施行)

第七条 国土交通大臣は、毎年度の事業計画により、地方整備局長にその施行を命令するものとする。

2 地方整備局長は、事業計画の変更を必要とするときは、予め国土交通大臣に申請し、承認を得るものとする。

(合併施行及び事業の廃止)

第八条 地方整備局長は、直轄港湾等災害復旧事業を当該施設に関する一般改修事業と併せて施行する必要があるときは、次に掲げる図書を添付して申請し、国土交通大臣の承認を得なければならない。

- 一 合併施行理由書
- 二 全体計画書(別記様式五)
- 三 年度別実施計画書(別記様式六)
- 四 災害復旧変更工事設計書(別記様式七)

2 地方整備局長は、既に決定された災害復旧事業を廃止しようとするときは、予め直轄港湾等災害復旧事業廃止申請書(別記様式八)により国土交通大臣に申請し、承認を得なければならない。

(工事の施行中又は着手前の災害に係る事業の取扱い)

第九条 事業費が決定された直轄港湾等災害復旧事業に係る施設について、当該災害復旧事業の施工中又は着手前において更に災害が生じた場合における第四条第一項の災害調書の提出は、同条第二項によるほか、直轄港湾等再度災害復旧事業調書(別記様式九)を添付して行うものとする。

(緊急復旧事業の取扱い)

第十条 地方整備局長は、人命、財産、交通、港湾活動等に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため緊急に施行する必要があると認められる直轄港湾等災害復旧事業については、国土交通大臣の承認を受けて、事業費の決定前にこれを施行することができる。

2 前項の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した図書を添付して行うものとする。ただし、当該図書を作成する余裕がない場合には、電話その他適当と認められる方法によって申請するものとし、その後速やかに当該図書を提出するものとする。

- 一 災害発生の状況
- 二 緊急復旧工事を必要とする理由
- 三 緊急復旧工事の計画の概要及び事業に必要な費用の額
- 四 その他必要な事項

(事務の整理)

第十一条 地方整備局長は、必要な帳簿その他の書類を災害発生年災別及び工事箇所別に整理しなければならない。

(その他)

第十二条 直轄港湾等災害復旧事業の取扱いは、本要綱によるほか、港湾局長の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成二十一年 七月十五日から適用する。
- 2 「直轄港湾等災害復旧事業取扱要綱」(平成十一年十一月一日 港海第八二六号)は廃止する。